

全問  
新作

# 直前ファイナル答練

[ 全8回 ]



添削・解説付き・成績表あり

※添削答案・成績表はWebでの閲覧となります(発送返却の有料オプションもあります)。

本試験と同形式で択一20問・記述2問を出題する答練です。

マークシートや記述答案用紙は本試験で使用するものを忠実に再現!

これまでに学習してきた内容のチェックにとどまらず、さらなる解答力を養成することができます。

## ■ 回数

全8回 [ 答練編 6回 ] [ 公開模試編 2回 ]

## 使用教材

問題、解答・解説冊子、答案用紙

答練編  
[全6回]公開  
模試編  
[全2回]

演習150分 ▶ 解説講義55分 ▶ 休憩10分 ▶ 解説講義55分

実践形式で合格に必要な演習量をこなす!

## 講座特長

蓄積されたデータと正確な分析のもと、出題可能性が高い択一・記述の論点を、重要度に応じて基礎から応用まで繰り返し出題! 2時間半で合格点を確保する訓練を徹底的に行います。これまでの総仕上げ、さらに解答力を養成することができます。

演習150分 ▶ 解説講義55分 ▶ 休憩10分 ▶ 解説講義55分

本番シミュレーション!

## 講座特長

本試験直前、知識の抜けがないか最終確認! 今後出題が予想される、最重要問題を中心に出題。時間配分を意識しながら答案を完成させ、本試験突破の実力を完成させましょう。



## 問題イメージ

## 択一問題

Point .....

知識の修得はもちろん、  
解答時間の感覚を養うのも  
目的です。

## 記述問題

Point .....  
近年の出題傾向を分析して、実務的な事例を用いた出題。

## 「精査された教材」と「正しい学習法」

「精査された教材」とは、まさに「直前ファイナル」の教材に他なりません。  
「正しい学習法」の指導は、調査士試験を熟知しているLECにお任せください!

## 精査された教材

▶ 記述作問の流れ  
(イメージ)

受験指導歴30年以上の豊富な経験と正確な分析に裏打ちされた、合格のために必要な問題を提供しています。

## (01) 本試験出題論点を抽出

## (02) 出題要素を徹底分析

## (03) 答練出題論点表作成

| 登記の目的 |
|-------|
| F01   |
| F02   |
| F03   |
| F04   |
| F05   |
| F06   |
| F07   |
| F08   |

| 不動産の数 |
|-------|
| F01   |
| F02   |
| F03   |
| F04   |
| F05   |
| F06   |
| F07   |
| F08   |

| 土地の数・登記の要素の数 |
|--------------|
| F01          |
| F02          |
| F03          |
| F04          |
| F05          |
| F06          |
| F07          |
| F08          |

| 求積解法 |
|------|
| F01  |
| F02  |
| F03  |
| F04  |
| F05  |
| F06  |
| F07  |
| F08  |

| 計算点数 |
|------|
| F01  |
| F02  |
| F03  |
| F04  |
| F05  |
| F06  |
| F07  |
| F08  |

※出題論点表の配布はございません

## 復習のための成績表

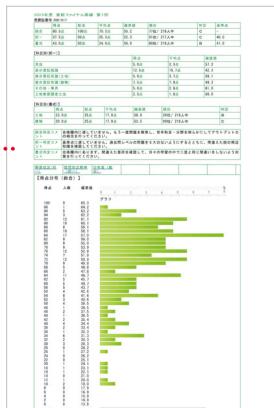
## 個人成績表



自分の弱点を知ることにより、重点的に学習が必要な部分が明らかになります。

## 総合成績表

択一・記述・総合ごとに得点分布があり、順位も分かるので、モチベーションの向上にもつながります。



## 本試験問題の中例

## 択一問題

答練からの中・類似出題多数! 例え...

令和5年度 本試験問題  
第10問肢A

建物の表題登記がされ、既に建物図面及び各階平面図が登記所に提出されている建物について、附属建物の滅失による表題部の変更の登記を申請する場合には、建物図面及び各階平面図の提供を省略することができる。

直前ファイナル答練  
第4回第8問肢A

建物図面及び各階平面図が既に登記所に提供されている表題登記がある建物について、附属建物が滅失したことにより、建物の表題部の変更の登記を申請するときは、当該申請情報と併せて、建物図面及び各階平面図を提供しなければならない。

令和5年度 本試験問題  
第17問肢A

団地共用部分を共用すべき者の所有する区分建物でない建物について、団地共用部分である旨の登記を申請する場合において、当該建物の不動産番号を申請情報の内容とするときであっても、当該建物の家屋番号を申請情報の内容としなければならない。

直前ファイナル答練  
第2回第17問肢A

団地共用部分である旨の登記を申請する場合において、当該団地共用部分を共用すべき者の所有する建物が区分建物でないときは、当該建物の不動産番号を提供した場合を除き、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号を申請情報の内容としなければならない。

令和5年度 本試験問題  
第20問肢A

法務大臣は、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人について、戒告の処分をしたときには、遅滞なく、その旨を官報をもって公告しなければならない。

直前ファイナル答練  
第2回第20問肢A

法務大臣は、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対して戒告の懲戒処分をしたときは、その旨を官報をもって公示することを要しない。